

小金井市子ども・子育て会議について

1 所掌事務

- 小金井市子ども・子育て会議条例より抜粋

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 家庭的保育事業等の認可について

- 児童福祉法より抜粋

第34条の15

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 開催スケジュール (案)

会議	日程	内容
第1回会議	H27.7	委嘱状交付、会長、職務代理の選出、小規模保育事業の認可等
第2回会議	H27.9	計画の進捗状況の点検・評価①、小規模保育事業の認可
第3回会議	H27.10	計画の進捗状況の点検・評価②
第4回会議	H27.11	計画の進捗状況の点検・評価③
第5回会議	H28.1	利用者負担のあり方①
第6回会議	H28.2	利用者負担のあり方②
第7回会議以降	H28年度上半期	利用者負担のあり方③～
	H28年度下半期	計画の進捗状況の点検・評価等

※ この他、必要に応じ、「家庭的保育事業等の認可」、「教育・保育施設、地域型保育事業者の確認に伴う利用定員の設定」について随時審議